

川崎区役所企画調整会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市における総合行政の推進に関する規則（平成18年規則第29号）第7条の規定に基づき、川崎区役所企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 企画調整会議は別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 企画調整会議の議長は区長をもって充てる。

3 議長は、調整事案の内容により、企画調整会議に関係職員を出席させることができる。

(開催)

第3条 企画調整会議は、区長が主宰し、随時開催するものとする。

(調整事案)

第4条 企画調整会議で調整する事案は、次のとおりとする。

(1) 区の課題に関すること。

(2) 川崎区地域課題対応事業に関すること。

(3) 区役所業務に係る区民サービスの向上に関すること。

(4) 区役所業務に係る市民要望、陳情事項等に関すること。

(5) 各局から依頼される区に係る事業計画策定等に関すること。

(6) その他区長が特に必要と認める事項に関すること。

(幹事会)

第5条 企画調整会議の円滑な運営を図るため、調整事案の整理、各部署間の事前調整を行う幹事会を置く。

2 幹事会は別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

(庶務)

第6条 企画調整会議の庶務は、まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、企画調整会議の運営に関する事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月6日から施行する。

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成17年5月1日から施行する。

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表 1

役 職 名
区長
副区長
まちづくり推進部大師支所長
まちづくり推進部田島支所長
区民サービス部長
地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)所長
地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)副所長
地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)担当部長(生活保護担当)
道路公園センター所長
まちづくり推進部総務課長

別表 2

役 職 名
まちづくり推進部企画課長
まちづくり推進部地域振興課長
区民サービス部区民課長
地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課長
地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
道路公園センター担当課長〔管理〕
その他区長が命じる職員